

新たな研究開発法人制度の必要性

2013年11月12日
三菱電機株式会社
相談役 野間口 有

1

【国立研究開発法人制度の必要性】

- 現在、世界は科学技術イノベーション競争の時代である。この競争は、企業間競争、研究機関間競争の域を越え、国・地域間競争となっている。
- 科学技術の進展は、多くの恩恵を人類社会にもたらしたが、反面、気候変動、資源問題など難しい課題を発生せしめている。
- 更なる恩恵の拡大、難しい課題の解決は、大学や企業の取組みでは十分ではなく、公的研究機関も参加して国家戦略として研究開発を推進することが、その国の持続的発展のために不可欠である。
- 上記に資する国立研究開発法人制度の創設が必要である。

2

【現行制度の問題点】

- これまでの研究開発制度の見直しの議論に参加して、そして、産業技術総合研究所の理事長職を通して、独法化による改善^(注)は図られたものの、見直しの必要性が残っていることを痛感している。 (注)参考資料参照
- なぜ見直しが必要なのか。
 1. 人材交流； 国内の人材流動化・国外との交流、ブレインサーキュレーション(含むアジア)
 2. 調 達； 国・地域間の最先端の競争の視点、研究の実態に合わせた調達
 3. 研究力強化、経営柔軟化・効率化；
自己収入の積立再投資、寄付拡大、
予算執行の柔軟化など

等々

3

【新たな制度設計に向けて】

- 現行の制度でも理事長の裁量で出来る、勇気があれば出来る、とは言うものの、それを許さない見えざる大きな壁がある。
- これらを突破しやすくする新たな制度設計が必要である。効果の最大化・経営の柔軟化・研究開発マネジメントの最適化に向けて、創意工夫を促す・創意工夫を評価する、インセンティブが働く制度設計が望まれる。
- 行政業務型と研究開発型の組織では上記のような課題への対応の必要性が異なるため、既存の制度にとらわれない研究開発に特化した国家戦略を担う国立の研究開発機関のための新たな制度の創設が必要と考える。

4

【独法移行後の産総研運営の特長】

(1) 人事

- ・国の定員管理の対象外となり、トップレベル研究者等を柔軟かつ戦略的に採用
- ・非公務員化後(平成17年4月～)は、兼業についても産総研独自にルール設定

(2) 予算関連

- ・運営費交付金については、中期目標期間内の繰越や複数年契約が可能
- ・積極的な外部資金獲得が可能(平成23年度は競争的資金、民間資金等で249億円を獲得)

(3) 組織・制度

- ・機動的な内部組織の改編が可能となり、本格研究等の各種ニーズに早急に対応
 - ▶ 研究ユニットを柔軟に改廃。また、連携・融合を推進するイノベーション推進本部を設置
- ・産学官連携、ベンチャー創出、知財活用、専門人材育成等に関する制度等を独自に構築
 - ▶ ベンチャー115社(IPO 1社、M&A 10社)、実施契約件数約800件/年
 - ▶ イノベーションコーディネータ(80名)を配置
 - ▶ 計量研修、イノベーションスクール、生命情報科学人材養成プログラム等
計約1500人/年を育成

(4) 活動に対する評価

- ・経済産業省による中期目標の策定、産総研による中期計画及び年度計画の策定、それに対する評価委員会(経済産業省、総務省)による評価により、産総研における国の政策対応への取組などを外部の目から評価
- ・中期目標、中期計画、年度計画、評価結果については、全て公開

出典：2013-3-25 自由民主党政務調査会 科学技術・イノベーション戦略調査会 研究開発力強化小委員会 産総研ヒヤリング資料より抜粋